

令和5年度KPI達成状況等について (戦略的保険者機能関係)

○令和5年度支部KPI達成状況及び令和6年度KPI

項番	項目	令和5年度						令和6年度
		K P I	実績	対象者数	実績数	達成状況※1	全国順位	K P I
1	生活習慣病予防健診実施率	64.2%	64.2%	437,573	280,720	◎	24	55.8%
2	事業者健診データ取得率	8.2%	2.3%	437,573	9,887	×	46	3.7%
3	被扶養者の特定健診実施率	36.4%	25.5%	98,945	25,234	×	38	28.3%
4	被保険者の特定保健指導の実施率	35.6%	17.1%	54,417	9,287	×	38	19.4%
5	被扶養者の特定保健指導の実施率	16.2%	7.1%	2,287	162	×	43	5.5%
6	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合※2	13.1%	9.4%	13,386	1,256	×	25	※2
7	健康宣言事業所数	1,130	1,327			◎		1,690
8	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	40.0%	40.4%			◎	46	42.5%
9	ジェネリック医薬品使用割合	81.9%	83.8%			◎	25	83.8%

※1 項番1～8については、「◎」はKPI達成、「○」はKPI概ね達成（KPIの95%以上）、「×

※2 項番6については、令和6年度より「健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合」に変更となり、令和6年度KPIは31.6%となる。

○令和5年度KPI未達成項目のこれまでの取組内容と今後の取組について

項目	R5年度の主な取組内容
事業者健診データ取得率向上	- 外部委託を活用し、加入事業所に対する同意書の取得について文書及び電話による勧奨を実施。 - 事業者健診データ作成業務委託について、生活習慣病予防健診実施機関に働きかけを行い、新たに1機関と契約を締結した。
被扶養者の特定健診実施率の向上	- 集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対する受診勧奨の実施。 - 協会けんぽ主催のオプション集団健診を開催(R5年度は38会場47日間開催)。 - 自治体と連携し、がん検診との同時実施(R5年度は木更津市と協同し実施)。 - GIS(地理情報)を活用し、自宅付近の健診実施機関を案内(R5年度は1月にDM送付)。 - 翌年度に特定健診の対象年齢(40歳)を迎える被扶養者への意識付け(DMによる受診勧奨)。 - 広報・健康づくりイベント等による周知(広報紙、ホームページ、メルマガ、新聞広告等)。

今後の取組について

- 大規模事業所を中心とした事業者健診データの提出勧奨
- 事業者健診データの提供に係る業務委託契約健診機関数の拡大
- 業界団体等の関係団体と連携した事業者健診データの提供依頼
- がん検診との同時実施など、特定健診受診率向上に向けた自治体との連携を拡大

項目	R5年度の主な取組内容
被保険者の特定保健指導の実施率及び質の向上	・ 特定保健指導実施機関に対する外部委託件数の増加(対前年度比:約3.5倍増)。 ・ 特定保健指導未契約の生活習慣病予防健診契約機関への勧奨。 ・ 実績が低迷している健診機関へヒアリングを行い、課題の把握と解決に向けた方策を検討。 ・ ICTを活用した初回面談の実施(R5年度はICT面談が可能な外部委託業者等を拡充し件数を増加)。 ・ 協会けんぽ所属保健師・管理栄養士の保健指導力の向上のための支部内研修会の実施。 ・ 特定保健指導受け入れ拒否事業所における特定保健指導対象者の自宅への生活改善を促す文書の送付。 ・ 看護系大学等の実習を受け入れ、将来的に質の高い保健師の確保・育成を図る。
被扶養者の特定保健指導の実施率及び質の向上	・ 特定保健指導対象の被扶養者への特定保健指導利用券及び指導機関一覧表の直接送付。 ・ 協会けんぽ主催の集団健診における健診日当日の特定保健指導の初回面談の実施(R5年度は250名実施)。 ・ 被保険者の特定保健指導委託機関において、被扶養者の特定保健指導実施についても実施するよう勧奨。

今後の取組について

- ・ 標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内を徹底し利用率の向上を図る
- ・ 健診当日の初回面談実施について健診機関への働きかけ
- ・ 専門業者への委託件数増
- ・ 支部実施体制の強化(契約保健師のスキル向上、契約保健師1人1日当たりの面談人数の増加)
- ・ 経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する効率的・効果的な利用勧奨の検討
- ・ 業界団体等の関係団体との連携強化

項目	R5年度の主な取組内容
重症化予防対策の推進 (未治療者への受診勧奨)	• R5年度より勧奨方法を見直し、一次勧奨(本部による文書送付)対象者全員に二次勧奨(支部による文書送付及び電話での受診勧奨)を実施(R5年度は文書送付:22,521件、電話勧奨:462件)。 • CKD(慢性腎臓病)の疑いのある方のうち一次勧奨から3か月経っても受診履歴のない方への受診勧奨文書を送付(R5年度は文書送付:1,841件)。

今後の取組について

- 未治療者受診勧奨業務の委託機関等との連携強化及び勧奨方法の見直し
- 健診実施機関に対し、「要治療」「要精密検査」該当者に対して健診結果を送付する際、医療機関への早期受診を促す案内を同封するなどの受診勧奨を実施するよう働きかけを実施
- 労働局と連名でメッセージを発信し、事業主から対象となる従業員へ受診勧奨していただくよう働きかけを行う
- より多くの加入者の重症化の予防のため、従来の生活習慣病予防健診受診の被保険者のほか、特定健診受診の被扶養者や事業者健診結果データ提供者等に対しても受診勧奨を実施(令和6年10月から実施)